

第2四半期分

大阪港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

| No. | 案件名称 | 委託種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|--|-----------|-------------------|--------------|---------|-----------------------|---------------------------------------|-----|
| 1 | 令和5年度海上交通の活性化に向けた舟運事業係留施設設置及び管理運営等業務委託 | その他 | 特定非営利活動法人大阪水上安全協会 | ¥4,450,600 | R5.7.27 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3 | - |
| 2 | 大阪北港レーダー施設機能検討業務委託 | その他 | 一般財団法人日本航路標識協会 | ¥7,040,000 | R5.8.21 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3 | - |
| 3 | 大阪港内交通円滑化検討業務委託 | 建設コンサルタント | 中央復建コンサルタンツ株式会社 | ¥7,588,900 | R5.9.20 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3 | - |

随意契約について

次のとおり随意契約を依頼します。

1 案件名

令和5年度海上交通の活性化に向けた舟運事業係留施設設置及び管理運営等業務委託

2 契約相手方

特定非営利活動法人 大阪水上安全協会

3 随意契約理由

当局では平成30年度より、民間事業者による舟運の事業化実現をめざし、ニーズの把握や事業化への課題解決に資する社会実験等を実施してきた。今年度はこれまでの社会実験結果並びに「2025大阪・関西万博」やIRの立地を踏まえ、夢洲をハブとした大阪市域、大阪府域を結ぶ海上交通実現に向けた環境整備を行うこととしている。

一方で、夢洲船着場は現在波除堤や背後地の整備が続いていることから、公共の関与する社会実験に限り係留可能としているものの、背後地への上陸が出来ないなど、限定的な活用となっている。そこで、官・民による実証運航に活用するため、舞洲南岸に期間限定で仮設ポンツーンを設置を行う。

本業務の実施にあたっては、仮設ポンツーンを設置と併せて、夜間の安全確保や船舶との衝突事故防止、船舶の利用調整を含めた安全かつ効率的な管理運営が求められる。近年の船舶事故を踏まえた一層の安全対策に加え、より多くの利用を促進する観点から設置期間を最大限確保するため関係法令に則った迅速・円滑な実施が必要となることから、大阪港の状況を十分熟知し、大阪港内でのポンツーンに係る安全対策・船着場の管理運営業務の実績を有していることが必須条件となる。

現状、大阪港内を含む公共船着場の安全管理・運航調整を一元管理しており、本事業を実施できる体制を有している唯一の団体である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 事業戦略課

随意契約理由書

1 案件名称

夢洲ハーバーレーダー機能検討業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 日本航路標識協会

3 随意契約理由

「夢洲まちづくり構想」に基づき、令和元年に夢洲2・3区の用途地域が「工業・準工業地域」から「商業地域」への変更に伴い、容積率等が緩和され高層な建築物が建てられるようになった。本業務は高層建築物の影響で、大阪港内における船舶交通の安全を目的として、海上保安庁が航行管制を行っている大阪港海上交通センター（以下、「交通センター」という）へ船舶の動向に関する情報を送信するおおさかハーバーレーダー（以下、「ハーバーレーダー」という）の機能に支障を与える可能性があるとして海上保安庁からの指摘を受け、航路標識法に基づき、機能障害及び影響の有無についての調査、代替措置の検討及びシステムへの接続方法の検討を行うものである。

本業務の実施にあたっては、海上保安庁との協議の上、代替措置を検討するものであるが、検討にあたっては、海上保安庁の航行管制及び情報提供業務に関する専門的知識を有するとともに、運用しているハーバーレーダー等の情報施設のシステム性能について熟知していることが必要である。

一般財団法人日本航路標識協会（以下、「標識協会」という）は、船舶交通の安全の確保、船舶の運航能率の向上のために、交通センターと同様の航路標識施設、機器に関する技術の向上及び機器性能に関する事業を実施している法人であり、過去の実績として、海上保安庁が発注した、交通センターの通信回線経路及び空中線の設計（「多重無線設備調査設計」）、交通センターの運営に必要なレーダー映像の調査（「神戸レーダー施設（仮称）データ取得（整備）」）を実施するなど、本業務の対象となる交通センターの業務に精通しているとともに、交通センターに設置されているすべてのシステム及び業務内容に精通した経験豊富な技術者を擁しており、海上保安庁の航行管制及び情報提供業務について十分な専門的知識を有している。

さらに、標識協会は、夢洲コンテナ埠頭（C12）の供用開始に伴うハーバーレーダーの機能障害及び影響について調査（「大阪港北港南地区通信波状況調査」）を実施し、機能障害への影響を確認し、代替措置についての検討（「大阪港北港南地区無線通信対策検討業務」）も合わせて実施した。

加えて、名古屋港管理組合では、新たなガントリークレーンの整備により、レーダー施設の機能障害及び影響の有無についての調査（「陸上構造物による海上交通センター業務への影響調査」）を随意契約にて実施しており、ハーバーレーダーを含む各レーダー施設の性能についても熟知しており、ハ

ーバーレーダーの代替措置について効率的かつ合理的な措置の検討ができる唯一の事業者である。よって、上記法人を相手方とする随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 大阪港湾局 営業推進室 開発調整課

随意契約理由書

1 案件名称

大阪港内交通円滑化検討業務委託

2 契約の相手方

中央復建コンサルタンツ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、万博開催期間中、会場となる夢洲地区及びその周辺地域において、交通量の増加や、一般車両と物流車両と万博関連車両の輻輳により、円滑な交通の確保に支障をきたすことが懸念されることから、令和5年秋頃を一定の期限として交通円滑化方策について検討するものである。

夢洲を走行する車両のうち、夢洲を発着地としない、いわゆる通過交通が一定量存在しており、本業務において、夢洲通過交通量の削減を図る手法について、その効果や影響を整理する。具体的には、道路交通センサスの交通量データをベースとし、大阪港内の土地利用状況や取扱貨物量、橋梁・トンネル部のAIカメラによる交通流動分析結果、万博関連車両交通量データ等を考慮した再現性の高い交通量配分モデルを作成し、通過交通対策実施時の交通シミュレーションを行い、その結果を整理する。

本業務を行うにあたっては、夢洲においてインフラ整備工事や万博・IR工事用車両の増加が見込まれることから実施しているAIカメラ等を活用した工事車両の運行管理業務（業務名：夢洲関連工事に伴う交通量調査業務委託）において蓄積されるデータの活用や、万博来場車両の交通需要情報が必要となることから、通常の業務委託に比べ特に専門的な知識や、万博期間中を含む大阪港及びその周辺の交通需要に精通した事業者でなければ、限られた期間の中で、本業務の目的を達成することができない。上記業者は、夢洲における工事車両の運行管理業務や万博開催時の交通需要予測を受注、実施しており、本業務を履行できる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者を相手方とする随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 計画課